

平成19年第7回美郷町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成19年10月18日（木曜日）午後1時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般報告
- 第 4 町長の招集あいさつ
- 第 5 議案第61号 工事請負契約の一部変更について
- 第 6 議案第62号 政治倫理の確立のための美郷町長の資産等の公開に関する条例の一部改正
について
- 第 7 議案第63号 美郷町アクティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第64号 平成19年度美郷町一般会計補正予算第5号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆一 君	4番	熊谷 隆一 君
6番	中村 利昭 君	7番	中村 美智男 君
10番	戸沢 藤一 君	11番	森元 淑雄 君
12番	熊谷 良夫 君	13番	齊藤 新一郎 君
14番	澁谷 俊二 君	15番	泉 繁夫 君
16番	吉野 久 君	17番	深沢 義一 君
18番	高橋 正治 君	19番	戸澤 勉 君
20番	飛澤 龍右エ門 君	21番	高橋 猛 君
22番	伊藤 福章 君		

欠席議員（2名）

5番	鈴木 良勝 君	9番	武藤 威 君
----	---------	----	--------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	副町長	佐々木 敬治 君
収入役	坂本 昇一 君	町長公室長	深澤 廣 君
総務課長	深澤 廣 君	企画課長	小原 正彦 君
税務課長	藤原 茂夫 君	住民生活課長	鈴木 四郎 君
総合サービス課長	山内 英世 君	福祉保健課長	辻 一志 君
農政課長	照井 智則 君	商工観光課長	小林 宏和 君
建設課長	鈴木 隆 君	国体室長	澁谷 陽嗣 君
出納室長	深澤 章一 君	農業委員会 事務局長	小野寺 光廣 君
教育長	後松 順之助 君	学務課長	高橋 薫 君
社会教育課長	泉谷 隆雄 君	幼児教育課長	齊藤 克也 君
代表監査委員	久米 力 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 深澤 克太郎
主 査 武田 浩之

庶務班長兼
議事班長 後藤 貞江

◎開会及び開議の宣告

○議長（伊藤福章君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第7回美郷町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午後1時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤福章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、17番、深沢義一君、18番、高橋正治君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（伊藤福章君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日10月18日、1日限りとしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤福章君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として町の監査委員より例月出納検査、平成19年度予算8月分の報告がありました。2として秋田県後期高齢者医療広域連合の選挙長より、平成19年7月13日告示の秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙結果についての報告がありました。その写しを皆さんのお手元に配布しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

◎町長の招集あいさつ

○議長（伊藤福章君） 日程第4、町長の招集あいさつを行います。本臨時会の招集にあたって、町長より招集あいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 本日、平成19年第7回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただきお礼申し上げます。

さて、去る9月29日から10月9日にかけて開催された第62回国民体育大会秋田わか杉国体が盛会裏に終了しました。大会期間中、全般にわたって大きな事故やトラブルもなく、順調に全日程を終えることができましたことは、ひとえに競技役員を初め、ボランティアの方々や町民各位が一体となって大会を支えてくださったお陰であり心から感謝を申し上げます。また、ロードレース競技やバドミントン競技では、沿線並びに民泊受入れ集落の方々がこぞって応援に駆けつけて下さり、競技関係者からも絶賛をいただくなど国体開催の意義を深めるとともに思い出に残る国体になったのではないかと感じております。今後国体に関わった方々から感想やご意見をいただき、本大会をきちんと総括したいと考えております。議員各位には準備段階から幅広くご理解とご協力をいただきましたことに改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

続きまして提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。議案第61号 工事請負契約の一部変更についてですが、大荒田・高田線道路改良舗装工事の契約金額の変更についてお諮りするものです。議案第62号 政治倫理の確立のための美郷町長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてですが、郵政民営化等の施行等に伴う所要の規定の改正についてお諮りするものです。議案第63号 美郷町アクティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、平成20年4月からの指定管理者制度の実施に伴う所要の規定の改正についてお諮りするものです。議案第64号 平成19年度美郷町一般会計補正予算第5号についてですが、9月の豪雨による災害復旧に要する経費、県単土地改良事業、公営住宅管理費、中学校生徒派遣費等の歳出予算の増額についてお諮りするものです。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますのでよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第5、議案第61号 工事請負契約の一部変更についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） 議案第61号につきまして説明いたします。主な変更理由でございますが、交通安全確保のため町道田岡線との交差点に照明灯1基増設し、また舗装工の面積が減となっておりますこれらの増減によりまして契約額が減額変更になったものでございます。減額は8万2,950円でございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第61号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第61号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号 工事請負契約の一部変更については原案のとおり決しました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第6、議案第62号 政治倫理の確立のための美郷町長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長)

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（深澤 廣君） 議案第62号についてご説明いたします。改正の趣旨でございますが、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行及び証券取引法等の一部改正に伴いまして関係条文を整備する必要が生じたことによります。改正の内容でございますが、町長の資産等の公開のために作成する資産と報告書に記載する資産等について次のように改めるものでございます。1つとして郵政民営化に伴い郵便貯金の新たな取り扱いが行われなくなることから、報告書に記載する資産等から郵便貯金を削ること。それから証券取引法の一部改正に伴い有価証券の範囲が拡大されることにより、有価証券とみなされる金銭信託を報告書に記載する資産等から削るとともに条例で引用する法律名、証券取引法を金融商品取引法に改めることとでございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第62号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第62号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号 政治倫理の確立のための美郷町長の資産等の公開に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第7、議案第63号 美郷町アクティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長)

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長（照井智則君） 議案第63号につきましてご説明いたします。改正の趣旨でございますけれども、現在建設中の美郷町堆肥センターと同一の管理内容によりまして平成20年4月から指定管理者制度を実施するため条例の一部を改正するものです。改正の内容は事業内容から使用料の徴収を削除し、休業日、稼働時間、利用の承認等を改正するとともに指定管理者が新たに利用料金の収受ができるように改正するものです。なお、資料といたしまして別添の議案資料集の4ページをご覧ください。議案資料集の4ページ、新旧対照表でご説明いたします。第3条でございますけれども指定管理者が利用料金を自己の収入とするため、条文中の（2）使用料の徴収に関すること。を削除するものでございます。第8条及び第9条はセンターの休業日と稼働時間を改めるもので休業日は月曜日、祭日と8月13日、12月31日とし、稼働時間は午後5時15分から午後4時30分に改正するものです。第10条は利用者の利便性を図るため利用承認について利用前の3日前までとしていたものをあらかじめ改めるものです。第10条、第11条、第12条、第13条ですが各条文中の「使用」の字句を「利用」に改正するものです。字句の改正は、使用料は地方自治法の規定によりまして地方公共団体の歳入となる公金でございますけれども、利用料金は私の私法上の債権に基づく収受となることから指定管理者の収入となるため利用の字句を用いるものでございます。第14条、第15条は利用料金を指定管理者の収入とするとともに、別表に定める利用料金の承認について地方自治法の規定に基づき新たに定めるものでございます。第16条及び第17条は指定管理者が利用料金の減免及び利用料金を還付することができるように改正するものです。別表の施設利用料金ですが、使用料の字句を利用料金に改め、利用料金を1,050円以内に改正するものですが、利用料金につきましては指定管理者の経営努力により引き下げもできるように以内と改正するものでございます。なお条例の施行は平成20年4月1日から施行するものでございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第63号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第63号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、議案第63号 美郷町アクティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(伊藤福章君) 日程第8、議案第64号 平成19年度美郷町一般会計補正予算第5号についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長)

○議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を担当課長から求めます。総務課長から順次説明して下さい。

○総務課長(深澤 廣君) 議案第64号の補正予算についてご説明いたします。5ページをお願いいたします。最初に歳入をご説明いたします。今回の補正の財源として9款1項1目1節の普通交付税を1,442万7,000円充当してございます。

○議長(伊藤福章君) 農政課長。

○農政課長(照井智則君) 5ページ、歳入の14款についてご説明いたします。今年度工事を予定しております外川原地区の事業内容が確定したことにより、事業費に占めます県の補助割合30パーセント分を補正するものでございます。以上です。

○議長(伊藤福章君) 住民生活課長。

○住民生活課長(鈴木四郎君) 6ページをお願いいたします。4款1項3目の環境衛生費でございます。こちらにつきましては19節でございます。大道川の水源確保施設にある善知鳥川の上流堰堤より取水をしておりますこれらの取り出し口が大雨の影響で損傷いたしました。施設管理者であります千畑土地改良区が、農業用水利確保期間を経過した後にこれらの取水口

の修復をするために水を止めまして工事を行う計画でありました。しかしながら、地域住民よりこれら水利は従来から生活用水等として利用されていることから、水を止めないで継続して水利を確保願いたいとの強い要望が施設管理者の方に出されたところがございます。これらを踏まえまして町の方にもご負担をお願いしたいということの要望がありました。町では住民の要望を尊重し工事着工までの水利確保のための経費について、施設管理者と数回協議を重ね、町の応分の負担をしてまいりたいということで今回補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） 同じく6ページの6款3目19節でございますけれども、11月22日から12月2日までの10日間、秋田県の主催によります秋田観光物産フェアが台湾の台北市で開催されます。これに手作り工房湧子ちゃんから2名が参加することになりまして台湾までの実費の交通費分の補助額でございます。同じく5目19節の補助金でございますが、これは歳入でご説明しましたところの外川原地区かんがい排水事業への県支出分としての事業費の30パーセントでございます。主な内容は事業主体といたしましては千畑土地改良区、総事業費が860万円で北外川原の下流168メートルの水路改修工事への助成でございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） 同じく5目15節でございます。8月、9月の集中豪雨によりまして、あらしな公園内の一部のり面に亀裂が生じているためこれを復旧するため補正をお願いするものでございます。次に8款2項2目15節でございます。これも集中豪雨によりまして町道の2路線の路肩などの決壊部がありこれを復旧するため工事費の補正をお願いするものでございます。3項1目15節でございます。これも集中豪雨によりまして浪花字下荒井地内の住宅に隣接する水路江畔が決壊の恐れがありこれを復旧するため補正をお願いするものでございます。7ページでございます。6項1目11節でございますが、これは後三年駅前住宅の居室内の修繕、各部屋の床、クロスの張替え等の修繕を行うため補正をお願いするものでございます。13節につきましても後三年駅前住宅内外の清掃を委託したいということで補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） 9款1項4目の水防費でございます。15節の工事請負費でございます。こちらにつきましては、9月7日未明の台風によりまして千畑地区の水防倉庫のトタン

が4分の3程剥がれました。これらに伴います補正をお願いするものでございます。解体撤去工事、これらにつきましては、今後の公共施設の在り方等を鑑みまして、昭和46年に建設されてございます千畑地区の水防倉庫を解体いたしまして公共施設の一箇所の管理をしてみたいということで、旧六郷給食センターを改築改造いたしまして集中管理をしてみたいということでの補正でございます。解体撤去工事、それから旧六郷給食センターの内部の改装工事の補正でございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 学務課長。

○学務課長（高橋 薫君） 10款3項1目19節の生徒派遣費補助金でございます。これは千畑中学校の吹奏楽部の東北大会の参加や全県東北駅伝大会への参加等によりまして今後の生徒派遣費が不足することによる補正でございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 社会教育課長。

○社会教育課長（泉谷隆雄君） 同じく5項1目社会教育総務費でございます。49万5,000円の補正でございます。これにつきましては中学校海外研修補助金でございます。当初概算で計上してございまして、今回募集した結果、15名の応募がございましてその不足分の補正をお願いするものでございます。研修地はオーストラリア8日間で1月上旬を予定しております。1人当たりのおよその単価でありますけれども、39万円、その2分の1を助成するものでございます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。6番、中村利昭君。

○6番（中村利昭君） 7ページ住宅費、後三年駅前住宅の補正。これはあの問題があった住宅があったところの改修工事でしょうか。

○議長（伊藤福章君） 建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） 後三年駅前住宅の4号の住宅でございます。

○議長（伊藤福章君） 6番、中村利昭君。

○6番（中村利昭君） 当然、あれは改修しないとだめだというふうな状況の判断だと思いますが、私、確か6月に一般質問で質問した経緯がありましたけれども、このようなケースの場合、当然、住居者の責任、管理者の責任ということでお尋ねした経緯があったと記憶しております。多分その責任能力がないということでスタートしたのだらうと判断いたしますが、そういう事を分かっている、ただこちらのほうでやるということじゃなくて、もう少し対

応の仕方を研究すべきじゃないのかなと。ないものはないといえばそれまででしょうけれども。ないならないなりに何かしらそういうペナルティというものを検討して対応すべき案件じゃないのかなというふうに思いますのでそこら辺一つお願いします。

○議長（伊藤福章君） 建設課長。

○建設課長（鈴木 隆君） ただ今の件にお答えいたします。この住宅の居住者につきましては、平成10年7月1日に該当する住宅に入居しておりまして、その後平成17年頃からごみの放置や住宅の損傷が目立つようになりまして、また地域からも悪臭がするというような電話もいただきました。町といたしましては、その後16回程にわたりまして住宅を訪問、そして庁舎に呼び出し、それぞれ適正な管理に努めるよう、またごみの片付けなどを要請してきましたが、約束はしますけれどもなかなか対応していただけなかったということで、そういう中で8月にこの方が秋田市へ転出しました。もう1人一緒に暮らしている方は今ちょっと住所が定まっていないというような状況ではございますけれども、この修繕にあたりましては、本人から町で用意した経費につきましては本人に請求するというので書面において同意を得ております。支払い能力うんぬんということはありませんけれども、町といたしましてもこれを支払っていただくよう根気強く請求し、また徴収に努めてまいりたいというふうに考えておりますのでどうかご理解いただきたいと思っております。

○議長（伊藤福章君） よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） これで質疑を終わります。

○議長（伊藤福章君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第64号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第64号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号 平成19年度美郷町一般会計補正予算第5号については原案のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤福章君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして平成19年第7回美郷町議会臨時会を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午後1時30分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成19年10月18日

美郷町議会議長 伊 藤 福 章

署 名 議 員 深 沢 義 一

署 名 議 員 高 橋 正 治